

東北大学公共政策大学院
(公共法政策専攻)
自己点検・評価報告書

平成24(2012)年3月

目次

〈序章〉	3
〈本章〉	4
1 目的	4
2 教育の内容・方法・成果	8
2－(1) 教育課程等	8
2－(2) 教育方法等	14
2－(3) 成果等	21
3 教員組織	24
4 入学者選抜	27
5 教育研究環境及び学生生活	30
6 管理運営	33
7 説明責任	36
〈終章〉	38

〈序章〉

東北大学公共政策大学院は、国家・地方・国際公務員などの「政策の企画立案についての専門性を有する人材を教育する大学院」として、平成 16（2004）年に発足した。組織上は、東北大学大学院法学研究科の一専攻（公共法政策専攻）である。

本大学院の施設は、法科大学院とともに、実社会との接点が強く求められる専門職大学院に相応しく、仙台市中心部により近い東北大学片平キャンパスにおかれている。

本大学院は、設立からほぼ 8 年を経過しているが、認証評価については、平成 19（2007）年に特例が適用されており、認証評価機関による評価を受けるのは今回が初めてである。

本大学院は、その設立当初から、カリキュラムの中核として体験型政策教育を実施してきた。これは、従来の大学院教育にはなかったものであるため、様々な困難や問題点にも直面したが、その都度改善を重ね、今日までその理念を真摯に追求してきたと自負している。この点は、社会一般に広く周知するべく努めてきたところであり、また下記の通り評価を受けてきた。

本大学院は、平成 19（2007）年、平成 20（2008）年、及び平成 21（2009）年に、東北大学大学院法学研究科の外部評価（第三者評価）委員会による外部評価を受けている。また、大学評価・学位授与機構による、国立大学法人等の第 1 期中期目標期間（平成 16 年度～平成 21 年度）における教育研究の状況の評価を受けている。これらの評価の度に、本大学院は、自己の姿を見直しつつ、その長所をさらに伸ばし、問題点を改善すべく努めてきた。

そして、本大学院では、専門職大学院としての資質と能力のさらなる向上を図ることを期して、学校教育法第 109 条第 3 項に規定する認証評価をうけるべく、教育・研究等の総合的な状況について、改めて全般的な点検・評価を行い、この度大学基準協会に平成 24 年度の公共政策系専門職大学院認証評価の申請を行った。

〈本章〉

1 目的

[現状の説明]

目的の適切性

本公共政策大学院は、東北大学公共政策大学院規程第1条の2において、「重要な政策課題を発見する能力、政策を立案し、及び評価する能力並びに政策を説明し、及び伝達する能力を備えた政策プロフェッショナルを育成すること」を教育目的として明文化している（資料 2-1：36 頁）。（**評価の視点 1-1**）

これは、本法学研究科の長期目標である

- ① 法学・政治学研究の卓越した知的拠点の形成
- ② 社会をリードする卓越した知的人材の育成
- ③ 研究・教育・学習機能を有機的に関連させた、機能本位の優れた知的空間の形成を、本院の特性を勘案しつつより具体的に敷衍したものである。

上記の目的については、『『公共』の『政策大学院』をめざして』として、より具体的に以下のように説明している（資料 1-2：2 頁）。

東北大学公共政策大学院は、国家・地方・国際公務員などの「政策の企画立案についての専門性を有する人材を教育する大学院」として、2004年に発足しました。

「今、時代は大きく動いています。世界的には、グローバル化・情報化の進展、環境問題等新たな政策課題の重要性の高まりなどがあります。日本においては、経済社会の成熟化、少子高齢化の急速な進行などがあります。これらは、海外や過去に処方箋を求めても見つかるようなものではなく、我々が自ら考えていかなければならない問題ばかりです。こうした状況の中で、『公』に携わる人にも、従来を超える能力・資質・知識等が求められています。」これは、その時に私たちが打ち出した設置の趣旨ですが、リーマン・ショック以後の金融危機と経済危機、東日本大震災の発生といった国内外の激変を経た今も、基本的な考え方は同じです。「公」ないし「公共性」は、これからますます多様化していくでしょう。もはや「公」とは何か、という問いには誰も答えてはくれません。自ら体験し、それを理論的観点から問い直し、他人と意見を交換し、議論を交わす中で、おぼろげながら仄見えるものなのです。

政策の根本に横たわる「公」とは何か自らの頭で考えぬき、「公」を目指して行動する姿勢を持った人材を育てる大学院それが私たちの大学院です。

そのために私たちは、知識教授型の授業では決して得ることのできないもの、たとえば、フィールド・サーヴェイ、徹底した議論、多面的な観点からの問題の理解、その上での問題の本質を捉える力、実行可能性の検証、理論による裏打ちといった要素をカリキュラムの中心においています。それが本大学院独自の授業である「公共政策ワークショップ」です。そこでは、教員集団と学生グループとは、互いの顔が見える空間の中で、具体的な「政策」の立案作業に取り組みます。週3コマ、自主活動を含めれば週6コマ以上のインテンシブな討論を、実務家・研究者の専任教員がしっかりと見つめる中で学生が一年を通じて続け、最終的な政策案を練り上げていきます。

学生は、年間を通じた体験修得型の授業を通じて、自ら考え、行動し、ときには失敗を通じて学んでいきます。つまり、「公」の問題を考えることは、「公とは〇〇だ」と言い放つことではなく、「公」を考えぬいたプロセスを周囲の人たちと一つ一つ共有していくことなのです。

本大学院は、「公」という価値をカリキュラムの中にプロセスとして綿密に組み込みました。新入生オリエンテーションから最終報告会までの行事の数々、少人数のスクーリング、「公共政策ワークショップ」は、すべて綿密に計画された集団の作業です。これはつまり、「公」という理念に近づくための仕掛けなのです。大学院の中で、共同で「公」とは何かを考えぬいたときにはじめて、真の意味で社会の公共空間に参画し、これを担う有用な人材が育つ私たちは堅くこう信じています。「公共」の「政策大学院」をめざして、私たちはこれからも歩んでいきます。

上記の目的は、専門職大学院設置基準第2条第1項の「専門職学位課程は、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うことを目的とする。」という規定と整合したものである。**(評価の視点 1-2)**

目的の周知

上記の目的・特徴は、本公共政策大学院のウェブサイトを通じて公表されているほか、学内外での入試説明会やオープンキャンパス、パンフレットの配布等を通じ広く社会に向け発信されている(資料1-2:2頁)。**(評価の視点 1-3)**

特色ある取組み

本公共政策大学院の特色については、パンフレット等により以下のように説明している(資料1-2:3頁)。

(1) 体験型政策教育を中核とするカリキュラム

必須科目「公共政策ワークショップ」で集団作業を通じた政策企画立案を体験する。テーマは現在の行政機関が抱える政策課題で、随時政策現場に調査に行き、教員の丁寧な指導と学生の自主討論を通じて政策案を作成する実践を通して、学生は自らのスキルを磨く。

(2) 少数精鋭の学生に対するきめ細かな教育

1 学年 30 人(2 年制)の学生に対して、主要な授業(基幹科目、公共政策ワークショップ等)だけでも 10 名以上の教員がインテンシヴに担当し、きめ細かな教育を実施する。また、学生一人一人にアドバイザーがつき、履修相談・進路相談を定期的に行う。

(3) 高度な理論教育

新しい時代にふさわしい公共政策を企画するための基盤となる高度な理論を、気鋭の研究者教員が教育する。政策現場を見つめ直し、対象を客観的に分析する姿勢を学ぶ。

(4) 多数の実務家による政策実務の教育

6 名の実務家教員による公共政策ワークショップと講義のほか、非常勤講師として、中央省庁の事務次官・局長による講演、自治体首長・地域経済界・マスコミ関係者による講演も随時行う。

(5) 中央政府・地方政府・国際機関・民間部門等における公共政策の企画立案を担う「政策プロフェッショナル」を養成

(6) 2 年間で修了

実務経験を有し、かつ特に優秀な成績を修めた学生に限り、1 年間で修了も可能。

(7) 修了者には「公共法政策修士(専門職)」を授与

このように、本公共政策大学院の特色としては、その目的を具体的に説明しつつ、それを達成する手法として、「体験型政策教育」を打ち出している点が挙げられる。その意義は、上記の通り、「公」の問題を考えることは「公」を考えぬいたプロセスを周囲の人たちと一つ一つ共有していくことであるという理念に基づき、知識教授型の授業では得ることのできないものを、体験を通して習得させるという点にある。**(評価の視点 1-4)**

[点検・評価 (長所と問題点)]

目的の適切性については、上記の通り、大学院の目的が明文化されており、専門職学位制度の目的と整合したものであると判断できる。また、目的の周知についても、上記の通

り、様々な機会を通して社会一般への公表を行っている判断できる。

【根拠・参照資料：平成 24(2012)年度 東北大学公共政策大学院学生募集要項、東北大学公共政策大学院大学院案内 2012。】

[将来への取組み・まとめ]

本大学院では、学内外での入試説明会やオープンキャンパス、パンフレットの配布等、広報活動に努め、なお一層、本大学院の目的の周知を図ることとしたい。さらに、その目的を達成する手法である「体験型政策教育」についても、さらに周知に努めたい。

2 教育の内容・方法・成果

2-(1) 教育課程等

[現状の説明 2-(1) 教育課程等] (「評価の視点」2-1から2-8まで)

課程の修了等

本大学院の標準修業年限は、2年である（東北大学公共政策大学院規程第2条第1項）。

本大学院においては、修了のために48単位の修得が必要である。その中でも、実務教育と理論教育とのバランスを重視している。上記の48単位のうち、必須科目22単位の履修が必要であるが、そこに実務面に重点を置いた授業科目である「公共政策ワークショップⅠ」が12単位、「公共政策ワークショップⅡA・B」が計8単位含まれている。また、公共政策に関する主要な授業科目である「基幹科目」が18単位選択必修とされている（東北大学公共政策大学院規程第20条）（資料2-1：36-39頁）。修了要件である48単位は、2年間で週6コマの授業に相当する。履修に際しては、学生の負担が過重とならないよう、アドバイザー教員がきめ細かく指導をすることとしている。（評価の視点2-1）

修了認定は、東北大学公共政策大学院規程に基づき、公共政策大学院運営委員会の議に基づき、法学研究科総合運営調整教授会が行っている（東北大学公共政策大学院規程第21条）（資料2-1：36-39頁）。

課程の修了認定の基準及び方法は、学生便覧に明記されており、新入生オリエンテーション等でも説明されている（資料2-1：36-39頁）。（評価の視点2-2）

在学期間の短縮は、実務経験を有する学生に限り認めており、その場合には1年間での修了も可能である（東北大学公共政策大学院規程第2条第2項）。但し、下記の通り、修了要件は厳格なものとしている（資料2-1：43-47頁、資料2-4：99-103頁）。これによって、修了生が1年間で十分な学習上の成果が得られるよう配慮している。最近5年間では、平成18年度に4名、平成19年度に2名、平成20年度に1名の、在学期間短縮による修了者があった。（評価の視点2-3）

公共政策大学院履修案内（資料2-1：43-47頁）

4 1年修了について

公共政策大学院の課程を1年で修了したいという実務経験を有する学生のために、1年修了の制度が設けられています。ただし、1年修了は、1年間で2年分に相当する課程を修了するものであるため、その要件が厳しいものになっています。

(1) 手続

1年修了を希望する学生は、アドバイザー教員に相談した上で、遅くとも第1年次後期の開始時までに、専門職大学院係へ申し出をして下さい。なお、この申し出をする際には、あわせて下記(3)③に定めるリサーチ・ペーパーのテーマおよび

趣旨を提出しなければなりません。

運営委員会は、この申し出をした学生について、「1年修了の基準」を満たすか否かを判定します。「1年修了の基準」を満たすものと判定された学生は、「1年修了の要件」を満たすことにより、公共政策大学院の課程を修了することができます。

(2) 1年修了の基準

「1年修了の基準」とは、実務経験を有し、かつ第1年次前期の成績が優秀であることです。

第1年次前期の成績には、既に試験を受けた授業科目のみならず、公共政策ワークショップ I における前期までの平常点も含まれます。

(3) 1年修了の要件

「1年修了の要件」は、以下の全てを満たすことです。

- ①公共政策大学院に1年以上在学すること。
- ②公共政策ワークショップ I を12単位及び政策調査の技法を2単位修得すること。
- ③リサーチ・ペーパーを作成し、その審査に合格すること（8単位）。
- ④基幹科目群に属する科目を18単位以上修得すること。
- ⑤48単位以上を修得すること。

リサーチ・ペーパーは、運営委員会が定める日（2月上旬）までに提出しなければなりません。その審査は、口述試験により行われます。

(4) その他

運営委員会により「1年修了の基準」を満たすと判定された学生が、第1年次後期において1年修了の「要件」を満たすことができなかつた場合には、第2年次における公共政策ワークショップ II の履修を含む、東北大学公共政策大学院規程第20条に定める原則的な修了要件を満たすことにより、課程を修了することができます。

教育課程の編成

本大学院の授業科目は、東北大学公共政策大学院履修内規に示す通りである。但し、状況に応じて履修内規に掲げていない授業科目も随時開講している。例えば、平成23年度後期には、「防災法」の講義を開講している。

これらの授業科目は、平成21年度から、「必須科目」、選択必修科目である「基幹科目」、選択科目である「展開科目」の3種に整理されている。

① 必須科目

「必須科目」は、「公共政策ワークショップ I（12単位）」及び「公共政策ワークショップ IIA・B（計8単位）」並びに「政策調査の技法（2単位）」から構成される。これらは、

現実の政策課題を自ら調査し、解決策を立案する実務研修と、そのための基本的な技法の習得を行う授業科目である。これらは、本大学院が理念としている「体験型政策教育」の中核をなすものであり、実践的な内容、事例研究等を取扱う科目に相当する。

「公共政策ワークショップ I」においては、中央官庁・地方自治体などの各種団体・組織（以下、「プロジェクト機関」と呼ぶ）との協力関係を結び、それらが現に抱えている政策課題への解決策を立案するため、実務家教員・研究者教員の指導の下、6～8名程度の学生がグループ作業で、政策課題の具体化・行政機関へのヒアリング・現場調査・統計データの収集を行いつつ、討論を繰り返して、解決案を作成する。

解決案は、プロジェクト機関の担当者ないしは学外の実務家の前でプレゼンテーションされ、さらには最終報告書として提出される。最終報告書（そのプレゼンテーションを含む）に基づいて、ワークショップ運営委員会においてグループ単位の評価を行った上で、個々の学生のワークショップにおける活動状況等により成績が評価される。

「公共政策ワークショップ IIA・B」においては、それぞれの学生が、担当の実務家教員・担当者教員と相談しながら独自の政策課題を選択する。

政策課題は、当初から「プロジェクト機関」を特定せず、国内ないしは国際レベルの大規模な 이슈を学生が自ら調べて、各自が設定する。「公共政策ワークショップ I」で調査の基本的な技法を習得した学生は、担当の実務家教員・他の学生と十分な討論を行いながら、中央省庁の本省庁さらには諸外国の国際機関本部などに自ら足を運んで担当者と接触し、現場で自ら調査を行うことによって、調査技法及び実社会での交渉技術の一層の向上に努ることとなる。

調査の成果は、逐次中間報告の形で各セミナーで討論に付され、綿密に議論を重ねていくことによって、学生の相互啓発を促し、その意味でグループ活動としての要素をとりいれている。その成績は、リサーチ・ペーパーと口述試験によって評定される。

「政策調査の技法」は、集中講義として行われる。学生は、まず入学直後において、インターネットによる情報収集や、自ら情報を「足で稼ぐ」インタビューなど、政策実務を調査するための基本的な技法を集中的に習得する。加えて、前期終了前の集中講義を通じて、調査統計技法の習得を行う。

② 基幹科目

「基幹科目」は、以下の通り、法律学、政治学、経済学等の分野から構成される。

公共政策基礎理論／論文作成基礎講義／公共政策特論／地域社会と公共政策論
 現代の行政法制とその横断的検討／国際社会と各国法秩序／租税制度論
 政策税制論／統治機構の動態分析／グローバル・ガバナンス論／経済学理論

財政学／地方自治法／環境法／社会福祉法／政策体系論

「基幹科目」に配当されている授業は、可能な限り学際的であることが目指され、複数の法領域・政策領域に関わる問題を多角的な学問領域から分析するように配慮されている。科目によっては、研究者教員、実務家教員との連携・学外の実務家による講演なども交えて行われる。これらは、基本的な内容、展開的な内容を取扱う科目に相当する。

また、将来行政・政治に関わる公人となることが期待される学生には、公共性についての理解を深め、現象の背後に存在する理念的・価値的な問題についての洞察力を涵養することが求められる。したがって、学生には、研究者教員の指導の下で、大量の研究文献のリーディング・アサインメント及びターム・ペーパーが課せられることもある。

基幹科目のうち、「公共政策基礎理論」は、公共政策の総論講義を行った上で、法学・政治学における理論の基礎について、入門的な部分から、実務上きわめて重要な論点となっているいくつかの先端的な部分について解説する授業である。基本的な内容を取扱う科目に相当する。これによって、他の授業科目への展開や、今後の発展的な学習の方法について教授している。

「論文作成基礎講義」は、公共政策特論と一体として受講することで、学生が公共政策ワークショップⅡで取り組む論文作成能力を涵養するとともに、現代の行政全般にわたる政策領域・法制度について概括的な理解を得ることを目的とする。本講義では、過去のリサーチ・ペーパーの購読、外部講師による講義についてのレポート作成と教員による講評、公共政策ワークショップⅡで取り組むことを考えている政策領域・制度を対象にしたレポート作成等を行う。

「公共政策特論」は、知事・次官経験者等による、我が国が直面している重要な政策課題を通覧するオムニバス講義であり、都市法、農業関係法、資源・エネルギー法、防衛・安全保障法といった我が国の各種実定行政法につき、その制度を支える基本的考え方、抱えている課題、解決に向けての基本方向等を、実態に即して学ぶものとなっている。

「地域社会と公共政策論」は、地域社会における問題を取り上げ、様々な立場にある関係者を外部講師とするなどしてこれに多角的な方向からアプローチし、複数の視座から検討を加える。これによって、固定観念にとらわれない柔軟な思考能力と将来を見通す優れた判断能力を養成し、複合的・総合的視点による政策立案能力を習得することを目的としている。

「政策体系論」は、多様な政策領域についてより深く理解するために、実務家教員ないしは政策専門家により行われる政策体系についての授業である。これは、政策実務を明晰

かつ平明な「体系」として教授するとともに、事例に即して、体系の現実的意味の理解をも目指している。政策実務の授業を、単なる平板なスキルの問題としてではなく、「体系的・理論的深みを備えた問題として理解することを目的とする。

③ 展開科目

展開科目には、以下の科目が属する。これらは、展開的な内容を取扱う科目に相当する。

租税法原論／適正手続論／都市環境政策論演習／法と経済学／環境法Ⅱ
 実務労働法Ⅰ・Ⅱ／社会保障法／経済法Ⅰ・Ⅱ／金融法
 トランスナショナル情報法／ジェンダーと法演習／国際関係論演習／行政学演習
 西洋政治思想史演習／ヨーロッパ政治史演習／国民国家論演習
 日本政治外交史演習

これらは自由選択科目であり、学生がより高度な社会科学の専門知識を習得し、より広範な領域にわたる政策学について学ぶものである。

このように、本大学院においては、その目的を達成するために、理論教育・実務教育の両面において、必要とされる授業科目を開設している。特に、重要な手法である体験型政策教育を具体化したものとして、「公共政策ワークショップⅠ・Ⅱ」等の授業科目を開設している。

また、体験型政策教育の実践により、政策プロフェッショナルにとって必要であるが、知識教授型の授業では得ることのできない能力を習得させる教育課程が編成されている。さらに、基本的な内容、展開的な内容、実践的な内容、事例研究等を取扱う科目がそれぞれ開設され、かつ、段階的な教育を行うことができるよう教育課程が編成されている（資料 2-1：40-41 頁、資料 2-2）。（**評価の視点 2-4、2-5、2-6**）

系統的・段階的履修

第1年次に履修科目として登録することができる単位数の上限は、40 単位である（東北大学公共政策大学院規程第6条）（資料 2-1：36-39 頁）。

但し、履修登録についても、アドバイザー教員がきめ細かく指導をしている。第1年次学生に対しては、公共政策ワークショップⅠ担当教員（研究者教員1名と実務家教員1名）がアドバイザー教員となる。アドバイザー教員は、新生の入学当初に進路に関する面談を行うほか、公共政策ワークショップⅠの授業を通じて日常的に指導対象である学生と接しており、学生の資質、性格、進路志望等を熟知している。

アドバイザー教員は、学生が履修登録を行う前に履修指導を行い、学生の興味関心や進路志望に配慮しながら、学生が第1年次に過剰に授業科目の履修登録をすることなく、2

年間にわたってできるだけ均等に履修をするよう指導している。他方で、就職活動の早期化・長期化により、学生には第1年次において多くの単位を修得したいという希望が強く、指導に苦慮する面もある。**(評価の視点 2-7)**

特色ある取組み

本大学院における特色ある取組みとしては、第1に、実践的な内容、事例研究等を取扱う科目である「公共政策ワークショップⅠ・Ⅱ」を教育課程の中核に置いていることが挙げられる。

第2に、本大学院は、法学部出身の学生のみならず、理科系を含めた他学部出身の学生も円滑に履修できるように、以下のような履修上の工夫をしている。

政策実務教育に関しては、1年次の最初に行われる授業科目「政策調査の技法」において、インターネットによる情報収集や、自ら情報を「足で稼ぐ」インタビューなど、政策実務を調査するための基本的な技法を集中的に指導している。これによって、授業科目「公共政策ワークショップⅠ・Ⅱ」において必要とされる能力を学生に修得させている。

理論面の教育に関しては、授業科目「公共政策基礎理論」において、公共政策の総論講義を行い、法学・政治学における理論の基礎について、入門的な部分から、実務上きわめて重要な論点となっているいくつかの先端的な部分について解説している。これによって、他の授業科目への展開や、今後の発展的な学習の方法について教授している。

さらに、授業科目「論文作成基礎講義」において、公共政策に関する文章作成の基礎的訓練を行っている。これによって、「公共政策ワークショップⅠ」の報告書作成や、「公共政策ワークショップⅡ」におけるリサーチ・ペーパー作成に必要とされる能力を学生に修得させている。**(評価の視点 2-8)**

[点検・評価（長所と問題点）]

本大学院の教育課程は、以上に説明したように、専門職大学院として求められている基準を満たしているものと判断できる。

また、長所としては、体験型政策教育を中核に置いた、従来の大学院とは大きく異なる教育課程を採用している点が挙げられる。これは、専門職学位課程の目的である「高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うこと」を、公共政策の分野において達成するための教育方法を真摯に検討した結果である。

他方で、問題点としては、経済学の分野の科目が手薄であることが挙げられる。これは、本大学院が本法学研究科の一専攻として設立されたという経緯に由来しており、当初からの課題となっている。この点は、学生の必要や関心分野に応じて、アドバイザー教員が他専攻や他研究科の科目を履修するよう指導すること等により対応しているが、今後さらに

改善策を検討していきたい。

【根拠・参照資料：平成 23 年度(2011 年度) 学生便覧、公共政策大学院講義要綱 平成 23 年度(2011 年度)、公共政策大学院課程の 1 年修了についての申し合わせ。】

【将来への取組み・まとめ】

本大学院の特徴である体験型政策教育を中核に置いた教育課程は、本大学院の存在意義でもあり、今後とも維持すべきものであり、その妨げになるような教育課程の変更は行うべきでないと考えている。

他方で、経済学の分野の科目が手薄であるといった問題点については、今後さらに改善策を検討していきたい。

2-(2) 教育方法等

[現状の説明 2-(2) 教育方法等] (「評価の視点」2-9から2-19まで)

授業の方法等

本公共政策大学院においては、体験型政策教育である「公共政策ワークショップⅠ・Ⅱ」を、カリキュラムの中核に置いている。これらの授業科目においては、学生が現実存在する様々な政策課題を実際に自ら調査し、解決策を立案する。

第1年次の「公共政策ワークショップⅠ」では、中央官庁・地方自治体などの各種団体・組織（プロジェクト機関）との協力関係を結び、それらが抱える政策課題への解決策を立案するため、実務家教員・研究者教員の指導のもと、6～8名程度の学生がグループ作業で政策課題の具体化・行政機関へのヒアリング・現場調査・統計データの収集を行ないつつ、討論を繰り返して政策提言を作成する。作成された政策提言は、プロジェクト機関の担当者等の前でプレゼンテーションされるとともに、報告書として提出される。

本大学院設立以来の、公共政策ワークショップⅠのプロジェクトは、以下の通りである。

2004	<ul style="list-style-type: none"> ・自然災害の被災者に対する居住の確保支援 ・地域の資源・企業・資金のネットワークを活かした産業基盤の強化：東北経済の自立へ向けて ・グリーン購入の普及について ・仙台市の産業立地の現状と課題
2005	<ul style="list-style-type: none"> ・広域市町村における新たな食料・農業・農村基本政策の推進方策－「食」と「農」が共生するまちづくりの提案 ・保健福祉分野における行政計画と政策評価 ・日本の国際協力における「人間の安全保障」の推進 ・人口減少下における白石市への政策提案
2006	<ul style="list-style-type: none"> ・地域における地球温暖化対策（仙台市を事例として） ・地域経済活性化のための地域金融機関及び金融行政の課題と将来像 ・「21世紀東アジアグランド・デザイン構築における日本の役割」に関する政策提言 ・地方都市の中心市街地活性化及び地方都市における産業廃棄物の適正処理対策
2007	<ul style="list-style-type: none"> ・「平成の合併」後の基礎自治体における地域自治組織のあり方の再検討 ・住民活動活発化の一般法則の研究：地域活性化に向けて ・「東アジア経済連携協定（EPA）」締結に向けて：日本の持続的な経済成長を目

	指して <ul style="list-style-type: none"> ・ 地方自治体の独自課税について：宮城県産業廃棄物税に関する政策提言報告書
2008	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農業を軸とする地域振興策について ・ 地方公共団体における今後の環境マネジメントのあり方 ・ 東アジアの諸国民間の相互信頼関係の強化のための政策提言：日中関係を中心に ・ 現代の大都市行政におけるコミュニティ支援政策の再検討
2009	<ul style="list-style-type: none"> ・ 過疎地域の集落機能の維持向上策について ・ 政策の企画・立案・検証プロセスのガバナンス・システム ・ 地域の手による新たな道路管理のあり方について
2010	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地方公共団体における地球温暖化対策の今後のあり方について ・ 消費者・生活者の視点に立った安心・安全な取引・ものづくりに向けた施策について ・ 地方自治体による国際交流事業の意義の再評価及びその強化策について ・ 「東北型多文化共生社会」の現状と展望
2011	<ul style="list-style-type: none"> ・ 東日本大震災に照らした我が国災害対策法制の問題点と課題に関する実証研究 ・ 日本の経済協力につき総合的に評価・検証し、その対外関係上の効果の増進を論ずる。 ・ 東北地方における広域連合等の広域的实施体制創設の可能性について

第2年次の「公共政策ワークショップⅡ」では、学生が実務家教員・研究者教員と相談しながら政策課題を自ら設定する。「公共政策ワークショップⅠ」で調査の基本的な技法を習得した学生は、担当の実務家教員・他の学生と十分な討論を行ないながら、現場で自ら調査することによって調査技法及び実社会での交渉技術を実践的に習得する。

なお、「公共政策ワークショップⅠ」では、全ての学生及び教員が参加する報告会を7月と12月の2度行い、プレゼンテーション能力や質問能力、回答能力の育成を図るとともに、各発表の様々な視点を共有している。(但し、平成23年度は震災の影響により、1回目の報告会を10月に行い、2回目の報告会を1月に行う予定とするなど、若干スケジュールを変更している。)また、「公共政策ワークショップⅡ」では、成績優秀者による研究発表会を開催し、高い水準の調査手法や研究成果を学生が共有している。(但し、平成22年度は震災のため研究発表会を中止した。) その他、「基幹科目」に属する授業科目では、研究者教員による少人数のスクーリングが行われ、複数の法領域・政策領域に関わる問題を多角的な学問領域

から分析するため、実務家教員や学外の実務家をも交えて授業が行なわれる。また、実務家教員ないしは政策専門家による授業も行われ、政策実務を明晰かつ平明な「体系」として教授するとともに、事例に即して、体系の現実的意味の理解をも目指している。これによって、政策実務を単なる平板なスキルの問題としてではなく、「体系的・理論的深みを備えた問題として理解させるものとなっている（資料 2-2）。

また、学生に公共政策の実務経験を積ませるため、本大学院における主体的取組として、インターンシップ研修生の派遣を試行的に実施している。本大学院においては、学生がインターンシップに際して政策実務に関する実質的業務に関わることができるように、あらかじめ受入機関と協議をした上で学生を派遣してきた。平成 22 年度においては、青森県庁、仙台市役所、宮城県国際交流会に計 4 名の学生を派遣している（資料 2-4：114-118 頁）。

学生の派遣に際しては、通常派遣先と覚書を締結し、実習時間、実習に係る費用負担、事故への対応、守秘義務その他実習生の遵守すべき事項、実習生の個人情報等について取り決めを行うとともに、派遣される学生も派遣先に誓約書を提出している。

インターンシップ実習の成果については、研修の終了後に参加学生から報告書を提出させるとともに、受入機関から評価書を提出していただいたが、学生からも受入機関からも高い評価を得ている。平成 23 年度からは霞ヶ関インターンシップへの参加をはじめ、3 名の学生が参加している。

なお、当該インターンシップを正規の授業科目として取り扱うことが可能かどうか、内容の高度化も含めて、検討を進めていたが、平成 24 年度からこれを実施することとした。

（評価の視点 2-9）

本大学院は、「少数精鋭の学生に対するきめ細かな教育」を特徴として挙げているが、1 学年 30 人の少人数教育の利点を生かし、ほぼ全ての科目において対話・討論型を重視した授業が行われている。特に「公共政策ワークショップ I」においては、グループ作業やヒアリング・現場調査等のフィールドワークを通じて、学生のコミュニケーション能力、問題発見能力、問題構造分析能力、解決策の企画立案能力、解決策を実行するため交渉能力・調整能力・プレゼンテーション能力等を総合的に涵養している。「公共政策ワークショップ II」においては、自らが最も関心を有する社会問題について、その問題が発生する社会構造や歴史的経緯、それぞれの関係者の行動原理、現在政府が行っている対策とその評価、先行研究と問題の解決のための処方箋等を自ら調査し、リサーチ・ペーパーにまとめる作業を通じ、多面的な物の考え方や説得的な文章作成能力、実現可能な企画の立案力と実現力等を高めている。なお、「公共政策ワークショップ I・II」の内容については、「公共政策ワークショップ・ハンドブック」を毎年度学生に改訂・配布しており、学習の全体像が把握できるように配慮されている。1 学年 30 人に対して充実した教員数と施設が、こうし

た少人数教育を実のあるものとしている（資料 2-3）。**（評価の視点 2-12）**

なお、本大学院においては、遠隔授業及び通信教育は実施していない。**（評価の視点 2-10、2-11）**

授業計画、シラバス

本大学院においては、公共政策大学院運営委員会において、毎年度の授業日程、開講科目、各科目の責任教員等を審議・決定している。ここでは、教務委員会が、各教員の希望や、本法学研究科の他専攻の授業計画等を踏まえて調整を行っている。毎年度の授業時間割についても、教務委員会が、上記の諸事情に加えて各学期のバランス等に配慮しながら作成している。

講義要綱（シラバス）（資料 2-2）には、目的、授業内容・方法、教科書・教材、成績評価の方法等を明記するものとして、学生が科目の予習・復習を円滑に行うことができるよう配慮している。但し、科目によってシラバスの記載の密度にかなりの差がある。これは授業科目の性質からやむをえない点もあるが、今後さらに改善を図っていききたい。**（評価の視点 2-13）**

なお、公共政策ワークショップ I については、入学時オリエンテーションの際に各プロジェクトの内容を詳細に説明し、学生と担当教員との質疑応答の機会を十分に設けて各プロジェクトの内容を理解させた上で、学生の希望と適正な人数配分を考慮して、学生の各プロジェクトへの配属を決定している。

単位認定・成績評価

授業科目の成績については、100点を満点として、AA（90点以上）、A（80点以上90点未満）、B（70点以上80点未満）、C（60点以上70点未満）、D（60点未満）の5段階評価が設定され、AA、A、B、Cを合格とし、Dを不合格としている。

成績評価の方法は、専門職大学院としての特性から、学期末の筆記試験等のみならず、学生の報告、質疑討論への参加状況等の主体的な取り組みを成績評価に反映している。これは授業科目ごとに講義要綱に明記することとしている。

また、「公共政策ワークショップ I」の成績評価については、各プロジェクトの最終報告書（そのプレゼンテーションを含む）に基づいて、ワークショップ運営委員会において各グループの成果についての報告・検討を行った上で、個々の学生のワークショップにおける活動状況等により成績が評価される。

「公共政策ワークショップ II」の成績評価については、指導教員以外の教員を含めた複数の審査委員が、リサーチ・ペーパーの審査及び口述試験を行っており、修士学位論文の

審査に準ずる方法で成績評価をしている。(評価の視点 2-14)

その他の各授業科目の成績評価は、責任教員が責任をもって行うが、教員によって評価分布の差が生じないように、各科目ともAA及びAを原則として学生の3分の1以内としている(資料2-5)。

また、平成23年度から、成績評価に関する不服申立制度を設けている(資料2-4:106頁)。

成績評価に対する不服申立制度

1. 公共政策大学院の授業科目について「不合格」の評価を受けた学生は、別に定める期限内に、当該授業科目の責任教員(以下「責任教員」という。)に対して、当該成績評価に関する不服を申し立てることができる。この申立ては、所定の申請用紙に必要事項を記載し、専門職大学院係に提出することによって行う。
2. 1の申立てを受けた責任教員は、特段の事情のないかぎり、別に定める期限内に、当該学生に対して口頭その他の適当な方法により、その成績評価について説明をしなければならない。
3. 2の説明を受けた学生は、なおその説明に不服があるときには、説明がなされた後3日以内に再審査を申し立てることができる。この申立ては、所定の申請用紙に必要事項を記載し、専門職大学院係に提出することによって行う。
4. 3の申立てがあったときは、教務委員会が再審査を行う。
5. 再審査を行うにあたっては、教務委員会は、2名以上の成績評価審査委員を指名するものとする。ただし、申請用紙に記載された再審査の申請理由が著しく具体性を欠いている場合、または再審査を行っても当該成績評価が変更される見込みがないと認められる場合には、再審査を行わない。
6. 成績評価審査委員は、当該成績評価及び2の説明が適切であったか否かを審査するため、当該成績評価の根拠及び不服申立てに対してなされた説明について、責任教員その他関係する教員から報告を受け、必要に応じて答案その他の成績資料を再点検するものとする。
7. 再審査の結果、成績評価審査委員が、当該成績評価が適切なものであったと判断したときは、その旨を教務委員会に報告するものとする。
8. 再審査の結果、成績評価審査委員が、当該成績評価が不適切なものであったと判断したときは、理由を付して、成績評価について「合格」を与えるべきことを教務委員会に報告するものとする。
9. 8の場合には、教務委員長は、責任教員に対して、成績評価審査委員の報告の

趣旨に従い、遅滞なく、改めて成績評価を行うよう勧告するものとする。

10. 8の場合には、教務委員長は、今回の公共政策大学院運営委員会（以下「運営委員会」という。）において、再審査の申立てに係る経緯及び成績評価審査委員による審査結果について報告する。9の勧告に対して責任教員から異議の申立てがあったときには、運営委員会はこれについて審議を行う。

11. 公共政策大学院長は、再審査の申立てを行った学生に対して、専門職大学院係を通じて、最終的な成績評価を通知する。

* 1. に定める学生からの不服申立ての期限は、成績報告期限後 5 日以内とする。

* 2. に定める責任教員による説明の期限は、原則として、不服の申立てがなされた時点から不服申立て期限後 1 週間以内とする。

（1及び2の期限は、いずれもその年度ごとに授業予定表及びカレンダーに従って確定する。）

* 1. 及び 3. に定める申請用紙には、学生の氏名及び学籍番号、授業科目名及び責任教員名、成績評価についての説明または再審査を求める具体的な理由を記載させるものとする。

* 本制度は平成 23（2011）年度に開講される授業科目から適用する。

なお、現在のところ、学生からの不服申立は行われていない。（**評価の視点 2-15**）

他の大学院における授業科目の履修等

本大学院の学生は、本法学研究科長の許可を得て、本公共政策大学院の運営委員会が別に定める他の大学院における授業科目を履修することができる（東北大学公共政策大学院規程第 14 条）。但し、本公共政策大学院において修得したものとみなす単位数は、9 単位を上限としている（東北大学公共政策大学院規程第 16 条）（資料 2-1：36-39 頁）。

平成 23 年度においては、4 名の学生が、計 12 科目について他の大学院における授業科目の履修が認められ、うち 1 科目について本公共政策大学院において修得したものとみなす取扱いが認められている。（**評価の視点 2-16**）

履修指導等

本大学院においては、第 1 年次学生には公共政策ワークショップ I 担当教員（研究者教員 1 名と実務家教員 1 名）が、第 2 年次学生には公共政策ワークショップ II 担当教員が、一人一人の学生に対し「アドバイザー教員」として配置され、学生からの相談に随時対応するとともに、特に重要な事項については運営委員会等を通じ全教員にフィードバックすることとしている。

なお、第1年次学生に対しては、アドバイザー教員が、随時進路指導のための個別面談を行っている。特に、入学時から1月程度経過した時点では、学生に希望する進路等に関する調書を提出させた上で、それに基づいてアドバイザー教員が一人一人の学生に対して時間をかけて面接を行っている。面接の結果は、アドバイザー教員が調書にまとめた上で、学生の提出した調書とともにワークショップ運営委員会に提出し、教員間で学生についての情報を共有し、指導方針に関する意見交換をしている。(評価の視点 2-17)

改善のための組織的な研修等

本法学研究科は、附属の教育研究施設として、法政実務教育研究センター(以下「センター」という。)を置いている(東北大学大学院法学研究科及び法学部組織運営規程7条。資料2-4:55-58頁)。センターは、法律及び政策に関する高度な実務教育方法の研究開発を行うことを目的とし、その事業の一つとして、FDに関するセミナーなど、本大学院を含む本法学研究科教員に対するファカルティ・デベロップメント(FD活動)を行っている。

また、本大学院においては、中央省庁等から2年程度の期間派遣される実務家教員が多いという特徴に鑑み、独自に新任教員へのサポートを行っている。教育内容、教育方法の改善は、「教務委員会」、「評価委員会」、「ワークショップ運営委員会」等の各種委員会にて、問題点の発見・分析・改善を行っている。「教務委員会」は、カリキュラム全体の方針、シラバス作成の指針、授業評価アンケート等を担当する。「評価委員会」は、東北大学としての部局評価、外部評価(第三者評価)等を担当する。「ワークショップ運営委員会」は、「公共政策ワークショップI・II」の企画・実施・評価を担当する。これらすべての委員会において院長・副院長が構成員となっており、大学院の運営方針との調整が行われている。

本大学院におけるFD活動は、主要な授業科目である「公共政策ワークショップI・II」を中心に行われている。これらの授業科目に関しては、院長、副院長、担当教員および将来の担当予定教員を含めてワークショップ運営委員会を設けており、ワークショップの運営や学生指導に関して情報交換・相互啓発をしている。例えば、「公共政策ワークショップI」に関しては、各プロジェクトの企画時から担当者による議論を行っている。各プロジェクトの実施中も、その進捗状況が逐次報告される。各プロジェクトの終了後には、担当教員が趣旨、経過、成果をまとめて報告しており、翌年度のプロジェクトの企画に生かされている。これらはウェブサイト上でも公表しているほか(資料2-7)、検討の結果は「公共政策ワークショップ・ハンドブック」(資料2-3)にまとめられ、毎年度その成果や反省点を踏まえて改訂をしている。

上記の成果の例として、平成20年度から公共政策ワークショップIの実施スケジュールを改善している。従来は10月に行っていた中間報告会を7月末実施に改め、報告会の成果を踏まえて夏期に実地調査を行うことができるようにした。また、従来はワークショップ

報告書が完成する2月に行っていた最終報告会を12月末実施に改め、報告会の成果をワークショップ報告書に反映させることができるようにした。(但し、平成23年度は震災の影響により、中間報告会を10月に行い、最終報告会を1月に実施するなど、若干スケジュールを変更している。)(評価の視点2-18)

特色ある取組み

本大学院の教育方法は、社会問題の構造把握のための体系的な理論の学習と、問題を解決するための実践とが効果的に組み合わせられたものとなっている。また、修了要件単位48単位中「公共政策ワークショップⅠ・Ⅱ」で20単位を占めることから、全学習過程の中でも大きな部分が学生の主体的な取組によるものであり、その取組みを支える学習環境も十分整備されている。実務家教員による本格的な政策実務教育である「公共政策ワークショップⅠ・Ⅱ」は、従来の大学院教育にはない理論と実務を融合させた意欲的な内容であり、今後一層の成果が期待される(資料2-3)。

履修指導に関しては、少人数教育を生かしたアドバイザー教員による学習指導・進路指導を行っており、これに実務家教員が加わることによって、学業の成果向上や就職支援に関してより効果的なものとなっている。また、入学当初のオリエンテーションと授業科目「政策調査の技法」で学習内容の全体像と政策調査手法の基礎を教授することで、法学部以外からの学生にも配慮した内容となっている。

また、政策実務教育に関する主要な授業科目である「公共政策ワークショップⅠ・Ⅱ」の運営・指導方法につき、丁寧なFD活動を行い、その改善や新任教員へのサポートに努めている。(評価の視点2-19)

【点検・評価(長所と問題点)】

教育方法等については、「公共政策ワークショップⅠ・Ⅱ」を中心に、充実した実践教育を行っている判断できる。

授業計画、シラバスについては、講義要綱において各授業科目の目的、授業内容・方法、教科書・教材、成績評価の方法等を明記している。但し、問題点として、科目によってシラバスの記載の密度にかなりの差があり、この点は今後改善を図っていきたい。

単位認定・成績評価については、その基準及び方法を策定し、授業科目ごとに講義要綱にて明示していると判断できる。また、その基準及び方法に基づいて、厳格な成績評価をしていると判断できる。

履修指導等については、アドバイザー教員が、学生の多様なバックグラウンドや職業観を踏まえて、綿密に実施していると判断できる。

改善のための組織的な研修等については、特に「公共政策ワークショップⅠ・Ⅱ」の運

営・指導方法につき、丁寧に行われていると判断できる。

【根拠・参照資料：公共政策大学院講義要綱 平成 23 年度(2011 年度)、平成 23(2011 年度)公共政策ワークショップ・ハンドブック。】

【将来への取組み・まとめ】

「公共政策ワークショップ I・II」を中心とする充実した実践教育や、アドバイザー教員によるきめ細かな履修指導は、今後とも継続していきたいと考えている。

2-(3) 成果等

[現状の説明 2-(3) 成果等] (「評価の視点」2-20から2-24まで)

学位の名称

東北大学大学院通則第36条第1項は、「修士課程又は前期課程を修了した者には修士の学位を、博士課程を修了した者には博士の学位を、専門職学位課程を修了した者には専門職学位を授与する。」と定め、同条第5項は、

「第1項の規定により授与する専門職学位は、次のとおりとする。

法学研究科 公共法政策修士(専門職)又は法務博士(専門職)

経済学研究科 会計修士(専門職)」

と定める(資料2-1:1-25頁)。

これに基づき、東北大学学位規程第2条7項は、

「第4条の2の規定により授与する専門職学位は、次のとおりとする。

法学研究科 公共法政策修士(専門職)又は法務博士(専門職)

経済学研究科 会計修士(専門職)」

と定め、第4条の2は、「専門職学位は、本学大学院専門職学位課程を修了した者に授与する。」と定める(資料2-1:52-57頁)。

これらの規定に基づいて、本大学院の修了者には「公共法政策修士(専門職)」の学位が授与されており、これは教育内容に合致する適切な名称であると判断できる。**(評価の視点 2-20)**

学位授与基準

上記の通り、本大学院の修了者には「公共法政策修士(専門職)」の学位が授与される。課程修了の要件は、「2-(1) 教育課程等」において述べた通り、実務教育と理論教育とのバランスを重視した、公共政策系の専門職大学院に相応しいものとなっている。また、課程修了の認定は、公共政策大学院運営委員会の議に基づき、本法学研究科の総合運営調整教授会が行うこととしており(東北大学公共政策大学院規程第21条)、慎重な手続による学位授与が行われている(資料2-1:36-39頁)。**(評価の視点 2-21)**

修了生の進路の把握

本大学院においては、修了生が修了届を提出することとしており、そこで修了生の進路を把握している。また、アドバイザー教員が学生と頻りに接触して進路指導等を行っており、そこでも進路の把握が可能である。

2010年3月、2011年3月の修了生の進路は、以下のとおりとなっている。

2010年 3月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国家公務員 I 種（総務省） 1 名 ・ 地方公務員上級職（北海道、宮城県、東京都、仙台市、名古屋市） 5 名 ・ マスコミ、シンクタンク関係（福島放送、読売新聞社、日本総合研究所、ビジネスコンサルタント） 4 名 ・ 金融業、保険業関係（みずほ銀行） 1 名 ・ 電気・ガス関係（静岡ガス） 1 名 ・ 卸売業・小売業（豊通食料） 1 名 ・ その他 1 名
2011年 3月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地方公務員上級職（秋田県、岩手県、宮城県、愛知県、鳥取県、南相馬市、甲府市） 7 名 ・ 政府系関係法人（国際協力機構） 1 名 ・ 電気・ガス関係（北陸電力） 1 名 ・ 情報通信・IT 関係（富士通アドバンスソリューションズ、ぎょうせい、楽天） 3 名 ・ 製造業（三菱化学） 1 名 ・ その他 1 名

公共政策大学院開設以来の修了生 123 名の進路をみると、国家公務員 I 種が 17 名、地方公務員上級職が 31 名、政府関係法人が 8 名など、約半数が公共の分野に進んでいる。これらはウェブサイトやパンフレットにおいて公表されている（資料 1-2：14 頁）。**（評価の視点 2-22）**

教育効果の測定

学生からの要請については、入学当初にオリエンテーションを行い、教員・学生間の相互交流を早い段階から図っている。また、アドバイザー教員が日常的に学生と接触しており、その意見を随時くみ取ることができる。さらに、在学生に対する授業評価アンケートおよび修了生に対するアンケートを行い、学生の視点からの教育効果測定を行っている。なお、これらのアンケート結果を教員にフィードバックすることにより、学生からの要請を確実にその後のカリキュラムや指導内容の改善につなげている（資料 2-8、資料 2-9）。

また、「政策プロフェSSIONナルの育成」という本大学院の目的に照らして、修了生の進路を把握し、「公」に関わる就職先に進むことができたかどうかという観点からも、教育効果測定を行っている。現在のところ、中央省庁、地方自治体、政府関係機関、報道機関等、「公」に直接関与する就職先に修了生の過半が進むことができたのは、本大学院の成果を

示しているものと判断している。**(評価の視点 2-23)**

特色ある取組み

本大学院の特色ある取組みとしては、教育上の成果を直ちに社会に還元していることが挙げられる。「公共政策ワークショップⅠ」においては、中央官庁・地方自治体などの各種団体・組織（以下、「プロジェクト機関」と呼ぶ）との協力関係を結び、それらが抱える政策課題への解決策を立案する。その成果は、報告書やプレゼンテーションを通じてプロジェクト機関にフィードバックされている。「公共政策ワークショップⅡ」においても同様に、報告書の取りまとめ等が行われている。**(評価の視点 2-24)**

[点検・評価（長所と問題点）]

学位の名称及び学位授与基準は、東北大学大学院通則、東北大学学位規程、東北大学公共政策大学院規程等に基づき、適切なものであると判断できる。

教育効果の測定に関しては、少人数教育の利点ときめ細かな学生指導体制により、学生の意見聴取が行われていると判断できる。

修了生の進路の把握は、適切に行われていると判断できる。中央省庁、地方自治体、政府関係機関、報道機関等、「公」に直接関与する就職先に修了生の過半が進むことができたのは、本大学院の成果を示している。

【根拠・参照資料：東北大学大学院通則、東北大学学位規程、東北大学大学院法学研究科規程、東北大学公共政策大学院大学院案内 2012、平成 23(2011)年度 公共政策大学院 授業評価アンケート（前期）集計結果、平成 23(2011)年度 公共政策大学院 授業評価アンケート（後期）集計結果。】

[将来への取組み・まとめ]

「公共政策ワークショップⅠ・Ⅱ」の成果を社会還元することは、本大学院が当初から念頭に置いていたものであり、それに相応しい高いレベルの成果物をまとめることができるよう、今度とも努めていきたい。

3 教員組織

[現状の説明]

専任教員数

本大学院における平成23年5月現在の専任教員は、「基礎データ〔表4〕の通り」15名であり、うち教授は10名、准教授は4名、助教は1名である。うち専任（兼担）教員は1名である。設置基準上必要な専任教員数は10名であるので、これを満たしている。**（評価の視点3-1、3-2、3-3）**

なお、教員の退職および法学研究科内での専攻所属の配置換えにより、平成24年4月には、専任教員は13名となる予定である。うち教授は8名、准教授は4名、助教は1名である。また、実務家教員は4名、専任（兼担）教員は1名である。現在、実務家教員を含めた教員の選考を進めている。

これら教員は、選考委員会での審査及び法学部・法学研究科総合運営調整教授会での審査・議決を受けて選任することにより教育上の指導能力の水準を確保するとともに、本法学研究科におけるFDの企画及び実施の責任者であるFD委員がサポートを行っている。

専任教員としての能力

本大学院の専任教員は、下記の通り、研究者教員も実務家教員もともに、本法学研究科の教員採用手続が適用されており、これによって専任教員としての能力を有する者を採用している。

研究者教員の教育・研究上の実績及び実務家教員の実務経験については、「基礎データ〔表4〕の通り」である。**（評価の視点3-4）**

実務家教員

本大学院は「理論と実践の融合」を旨としており、本大学院の専任教員は、研究者教員9名、実務家教員6名から構成されている。本大学院においては、実務家教員は、霞ヶ関の中央省庁から現役の行政官を2～3年程度派遣していただく形で確保している。実務家教員は、「基礎データ〔表4〕の通り」、5年以上の実務経験を有しており、その経歴からも明らかなように、高度の実務能力を有している。平成23年5月時点では、実務家教員6名を中央省庁（総務省、外務省、経済産業省、国土交通省、環境省、公正取引委員会）から受け入れ、政策実務教育を行っている。**（評価の視点3-5、3-6）**

専任教員の分野構成・科目配置

本大学院の専任教員の分野構成は、設立以来変動があるが、平成23年5月時点では、研究者教員について行政法2、租税法、行政学、国際政治学2、中国近代政治史、ヨーロッ

パ政治史となっている。実務家教員は、総務省、外務省、経済産業省、国土交通省、環境省、公正取引委員会から受け入れている。各教員の担当科目は、「基礎データ〔表3〕の通り」である。

また、学生が幅広い分野の知識と多面的な視点を得られるよう、社会保障法、経済法等を本学教員が教授しているほか、非常勤講師により経済学理論、財政学、社会福祉法等の授業科目を開講している。さらに、外部講師として自治体首長、事務次官経験者、NPO職員等を招聘して政策実務教育の充実を図っている。**(評価の視点 3-7)**

教員の構成

教員の年齢構成は、「基礎データ〔表3〕の通り」60代が2名、50代が1名、40代が7名、30代が5名である。**(評価の視点 3-8)**

教員の募集・任用

本大学院の専任教員は、研究者教員も実務家教員もともに、本法学研究科の教員採用手続によって採用している。すなわち、5名程度の教員により選考委員会を設置し、候補者の教育・研究能力を評価した上で報告書を作成する。なお、実務家教員については、選考委員会に実務家教員が必ず参加することとして、その実務能力を適切に評価することができるようにしている。選考委員会の報告書に基づいて、教授会での投票結果により教員を採用する。このような手続を経ることにより、専任教員としての能力を有する者を採用している（資料 3-1、資料 2-4：74-78 頁、資料 2-4：79 頁、資料 2-4：80-81 頁）。**(評価の視点 3-9)**

特色ある取組み

本大学院においては、実務家教員は、霞ヶ関の中央省庁から現役の行政官を2～3年程度派遣していただく形で確保している。これによって、最新の行政実務に関する職務経験を有し、現に直面する政策課題に精通した人材を教員としている。**(評価の視点 3-10)**

〔点検・評価（長所と問題点）〕

専任教員数に関しては、法令上の基準を遵守しており、1名の兼任教員を除いて、1専攻に限り「専任教員」として取り扱われている。また、法令上必要とされる専任教員数の半数以上が教授により構成されている。このように、専任教員数に関する基準を満たしているものと判断できる。

専任教員は、教員採用手続においてその教育・研究上の能力が確認されており、現に高い実績を上げていることから、専任教員としての能力については基準を満たしているもの

と判断できる。

実務家教員は、法令上必要とされる専任教員数の3割以上を占める必要があるが、本大学院においてはこれを十分に満たしている。また、いずれの実務家教員も、5年以上の実務経験を有し、かつその経歴からして高度の実務能力を有するものと判断できる。

専任教員の分野構成・科目配置は、公共政策に関してバランスのとれたものとなっていると判断できる。また、教員の構成は、40代を中心に偏りのないものと判断できる。

教員の募集・任用の手続については、本法学研究科の手続に依拠しており、規程が定められて適切に運用されていると判断できる。

【根拠・参照資料：国立大学法人東北大学教員の任期に関する規程、東北大学大学院法学研究科総合運営調整教授会内規、東北大学大学院法学研究科における任期の定めのある専任教員候補者の選考手続に関する申合せ、東北大学大学院法学研究科公共政策大学院における任期の定めのある専任教員候補者の選考手続に関する申合せ】

【将来への取組み・まとめ】

本大学院においては、カリキュラムの中核である「公共政策ワークショップⅠ」を実務家教員が担当しているため、実務家教員の確保が極めて重要な課題である。実務家教員は、霞ヶ関の中央省庁からの2～3年程度の派遣によっているため、毎年度その採用活動を行い、採用後にはFDによるサポートをしている。これは困難をきたす場合もあるが、本大学院にとって必須の事柄であり、今後とも教員の確保に努めたい。

4 入学者選抜

〔現状の説明〕

定員管理

本大学院の入学定員は 30 名、収容定員は 60 名である。

平成 21 年度から平成 23 年度における志願者・合格者・入学者数の推移は、「基礎データ〔表 5〕の通り」である。**（評価の視点 4-1）**

これをみると、入学者数が入学定員を大きく割り込んでいることがある。これは大きな問題点であると認識しており、これまでも追加募集の実施や、広報活動の強化等により改善を図っている。平成 24 年度入学者向入試においても、平成 24 年 1 月 21 日に追加募集の入学試験を行い、5 名の合格者を出している。

学生の受け入れ方針等

東北大学公共政策大学院のアドミッション・ポリシーは、下記の通りである（資料 1-2:12 頁）。

東北大学公共政策大学院が受け入れる学生像とは、そのカリキュラムによって自己の能力を一層涵養することのできる人物であり、具体的には以下の資質を持つ人物です。

- 公務及び公共政策の立案・制度設計に不可欠の法学・政治学への理解を、基礎レベルで有すること。
- 討論・交渉・文章作成などコミュニケーション能力を豊かに持ち、集団作業への適性を有すること。
- 公共性への情熱を持ち、公務に対し献身的な資質を有すること。

したがって入学試験では、入学後科目履修に必要な法学・政治学への基礎的な理解を有していることを考査するとともに、「公共政策ワークショップ」において集団作業に積極的に参加する人物であることを面接で審査します。これによって、法学部卒業生のみならず有利にならない試験を実施し、社会人・他学部学生が受験しやすいように配慮します。

このアドミッション・ポリシーは、ホームページを通じて公表されているほか、学内外での入試説明会やパンフレットの配布等を通じ広く社会に向け発信されている。**（評価の視点 4-2）**

本大学院の入学試験は、平成 21 年度入学者向入試から、提出書類、小論文および面接の総合判定により行うこととしている（資料 1-1、資料 1-2：12-13 頁、資料 2-4：107-109 頁）。

小論文は、受験者の法学・政治学についての基礎的な理解を考査し、かつ現代社会が抱

える政策課題についての基礎的な知見を審査することを目的としている。小論文の問題は、内政関係の政策課題、経済に関連する政策課題、および国際関係の政策課題の3分野から出題している。小論文は、A B C Dの4段階で評価する。

面接は、受験者のコミュニケーション能力や集団作業能力等を総合的に判定するために行われる。複数の面接実施委員により、受験者1人ずつ、約60分かけて実施している。この面接には、本大学院のほぼ全教員が参加している。面接は、提出書類の記載事項等も参考として、A B C Dの4段階で評価する。

受験者の合否は、判定委員会の議を経て、運営委員会により決定する。合否の判定は次の基準による。

- ① 小論文または面接のいずれかがDであるものは不合格とする。
- ② ①を除き、小論文または面接のいずれかがAであるものは合格とする。
- ③ 両者ともCであるものは不合格とする。ただし、出願時の提出書類等から特別の事情ありと認める場合には、判定委員会が合格とすることができる。
- ④ 両者ともBであるもの、又は一方がBであり、もう一方がCであるものは、判定委員会による。

また、公共政策に関する実務に3年以上携わった者については、面接試験のみにより選考を行う特別の入試方法を設けている。

なお、平成24年度入学者向入試から、追加合格の制度を整備している。すなわち、合格者決定の際に、合格者数や併願状況等を考慮して、追加合格の候補者および順位を決定する。その上で、合格者の入学辞退により入学予定者が定員を下回った場合には、追加合格の候補者のうち順位が上の者から、本人の意思確認の上で追加合格とする。なお、平成23年10月に行われた平成24年度入学者向入試においては、追加合格は適用がなかった。

実施体制

本大学院においては、「公共政策大学院の入学試験に関する内規」を定め、この規定に基づいて、小論文試験の作題委員の選出、面接実施委員の選出等を行っている。

入試実施後には、判定委員会により試験成績の評価をした上で、公共政策大学院運営委員会の議決により合否を決定している。

入学試験の実施については、入試委員会が担当しており、実施要領を定めて、教員及び事務職員の協力により実施している（資料2-4：107-109頁、資料4-1）。**（評価の視点 4-3）**

特色ある取組み

本大学院の入学者選抜に関する特色ある取組みとしては、上記の通り、面接を重視し、

受験者1人ずつ、約60分かけて面接を実施している点が挙げられる。このため、入学試験の際には、本大学院のほぼ全教員が2日間を費やしている。このように大きな労力を必要とするが、それによって、公共に関わる職務に対する受験者の適性や、公共の問題に対する受験者の関心を的確に判断することができる。**(評価の視点 4-4)**

【点検・評価（長所と問題点）】

入学試験に関しては、アドミッション・ポリシーを公開し、公共政策大学院が求める学生像を明示している。その上で、アドミッション・ポリシーに合致した者を学生として入学させるための入学試験方法を工夫している。特に、複数の面接実施委員が、受験者1人ずつ約60分かけて面接を行うことにより、公共政策に携わることに適している人材を慎重に選抜している。

他方で、定員管理がこれまでうまくいっていなかった点は、大きな問題点であると認識している。

【根拠・参照資料：平成24(2012)年度 東北大学公共政策大学院学生募集要項、東北大学公共政策大学院大学院案内2012、公共政策大学院の入学試験に関する内規、平成24(2012)年度公共政策大学院入学試験実施要領。】

【将来への取組み・まとめ】

面接を重視した入学試験方法は、本公共政策大学院の長所の一つであると認識しており、今後とも継続していきたいと考えている。

他方で、これまで定員管理に必ずしも成功していなかった。これは、入学辞退者数の見積もりがうまくいっていなかった点に主な原因があると考えている。このため、平成24年度入学者向入試から、追加合格の制度を設けて改善を図っており、今後はその効果を見た上でさらにこの点について検討を行いたい。

5 教育研究環境及び学生生活

[現状の説明]

教育形態に即した施設・設備

平成 22 年 7 月に東北大学片平キャンパス内にエクステンション教育研究棟が完成し、本大学院の学生の学習環境は大きく改善された。

エクステンション教育研究棟は、地上 6 階建て、延べ床面積約 6,850m²で、大学本部施設、法科大学院及び会計大学院と共同で利用している。新棟には、本大学院の法政実務図書室・教室・自習室・ワークショップ作業室などの施設が集約されている。

法政実務図書室は、法科大学院と共用の図書室であるが、約 2 万 5 千冊の図書を備え、閲覧机（4 つ、16 席）や自習用の個人キャレル 35 席を設置して、在学生の学習環境の支援を行なうとともに、市民にも開放されている。

大講義室（収容人数 156 名）や 3 つの小講義室（収容人数は 2 室が 72 名、1 室が 48 名）は、大型のスクリーンや最新の視聴覚機器および情報通信設備を備え、講義や演習のほか、国際会議などにも対応できる施設となっている。さらに、3 つの演習室（収容人数 24 名）と 6 つのゼミ室（収容人数 12 名）を備えており、少人数教育への対応にも十分である。ワークショップ作業室（収容人数 12 名）には、パソコン・プリンター等の情報機器が備えられている。また、全館の主要箇所は無線 LAN アクセスポイントを設置し、講義室や自習室のほか、コモンルームからもネットワークに接続することが可能となっている。

ワークショップ作業室（収容人数 12 名）、自習室、コモンルーム（収容人数 12 名）、情報処理コーナー室（20 席）等は、学生に常時開放されている。自習室の座席及びロッカーは、学生個人ごとに指定されている。これらの施設は、カードキーによって利用できる範囲及び利用可能時間を管理している。（資料 2-1：77-81 頁）

こうしたインフラ面の整備に加え、ワークショップ内の学生同士の交流、授業における第 1 年次学生と第 2 年次学生との交流、フィールドワークを通じた「現場の声」の聴取や社会問題との接触等により、問題意識の涵養が図られている。また、「公共政策ワークショップ I・II」は、講義形式の一方通行の授業ではなく、調査テーマの最終的な設定から最終報告書の作成まで、すべてが学生の自主的な取組に委ねられており、授業そのものが学生の主体的な学習を促すものとなっている。（**評価の視点 5-1**）

情報関連設備及び図書設備

本大学院の情報関連設備としては、情報処理コーナー室に有線 LAN に接続したパソコン 20 台等が置かれており、24 時間利用が可能である。また、ワークショップ作業室にも、パソコン・プリンター等の情報機器が備えられている。加えて、各教室及び自習室では、無

線 LAN の使用が可能である（資料 2-1：77-81 頁）。

また、本大学院の学生には、入学時にメールアドレスが配付され、ウェブサイト上の「教員・学生のページ」へのアクセスが認められる。ここには電子掲示板と共有フォルダがあり、学生への迅速な連絡、講義資料の事前配付、ワークショップ作業の学生間共有等に活用されている。なお、入学時オリエンテーションの際に、ファイル共有ソフトの使用、ソフトウェアの違法コピー等の禁止について指導し、情報機器の適性な使用が行われるよう配慮している（資料 5-1、資料 5-2）。

図書設備に関しては、法政実務図書室には、自主的学習のために必要な図書その他の資料が十分に配置されており、パソコンによる情報検索も可能となっている。図書の貸し出しは、原則として期間は 2 週間以内、冊数は 3 冊以内としている。なお、図書の一部は公共政策大学院資料とされており、これらは公共政策ワークショップでの調査研究に必要な場合、ワークショップ作業室に置いて、そこで閲覧することができる。また、東北大学内の図書館、図書室では、キャンパス間資料搬送サービスが設けられており、本大学院の学生は、法政実務図書室経由で、他キャンパスの図書館、図書室の資料を利用することができる（資料 2-1：82-84 頁、資料 2-1：85-86 頁、資料 5-3）。**（評価の視点 5-2）**

特色ある取組み

本大学院においては、体験型政策教育の中核である「公共政策ワークショップ I」の実施のために、以下のような取組みをしている。

まず、4つのワークショップ作業室を設け、各部屋にパソコン、プリンター等の設備を整えている。上記の通り、図書の利用についても便宜が計られている。

また、公共政策ワークショップ I について、本法学研究科への寄附金を活用して、各プロジェクト毎に 20 万円の経費を用意している。これは、実地調査のための旅費等、資料収集や講師招聘のための費用として使うことができる。

これらの取組みにより、体験型政策教育を実のあるものとしている。**（評価の視点 5-3）**

学生生活への支援に関しては、以下の取り組みを行っている。まず、心身に不調を抱えた学生に対しては、東北大学として学生心理相談室、保健管理センター、学生相談所等の施設が設けられており、本大学院の学生も利用することができる（資料 5-4、資料 5-5、資料 5-6、資料 5-7）。また、本大学院においても、「精神面での不調を抱えた学生への指導のガイドライン」（資料 2-4：113 頁）を設けて、指導方針を定めている。

また、学生に対する各種ハラスメントの防止のために、東北大学として「国立大学法人東北大学におけるハラスメントの防止等に関する規程」（資料 5-8）、「ハラスメント問題解決のためのガイドライン」（資料 5-9）が定められており、学生にも周知されている（資料 5-10）。

学生に対する経済的支援としては、本大学院の学生は、入学料または授業料の免除および徴収猶予、学生寮、奨学金など、東北大学の施設・制度を利用することが可能であり、実際に相当数の学生が利用している（資料 2-1：59-61 頁、資料 2-1：62-68 頁、資料 5-11、資料 5-12）。また、東日本大震災で被災した新入生に対しては、特に入学料免除、授業料免除、奨学金支給および無償の寄宿舎提供等の措置が設けられている（資料 5-13）。**（評価の視点 5-4）**

学生の課程修了後を見越したキャリア支援、進路選択のための助言・指導の体制に関しては、本大学院は、新入生の入学前から公務員試験の受験準備等について指導をはじめている（資料 5-14）。入学後は、第 1 年次において実務家教員がアドバイザー教員に就き、入学当初から個々の学生の進路の希望を調査し、国家公務員試験の成績等を勘案しながら進路に関する指導を一貫して行っている（資料 5-15、資料 5-16）。進路指導の内容は、ワークショップ運営委員会において検討され、教員間で共有されている。

また、東北大学としても、学生の進路選択および就職活動の支援のために、キャリア支援センターを設けており、本大学院の学生も利用が可能である（資料 5-17、資料 5-18）。

その他、「2 - (2) 教育方法等」において述べたインターンシップも、学生の進路選択に貢献している（資料 2-4：114-118 頁）。**（評価の視点 5-5）**

【点検・評価（長所と問題点）】

エクステンション教育研究棟の竣工により、本大学院の教室・自習室等の設備、情報関連設備及び図書設備は、その目的を達成するために十分なものであると判断できる。

また、長所としては、上記の通り「公共政策ワークショップ I」の実施のために、充実した設備と環境を整えていることが挙げられる。

【根拠・参照資料（心身に不調を抱えた学生の支援）：精神面での不調を抱えた学生への指導のガイドライン、学生心理相談室について、東北大学高等教育開発推進センター規程、学生相談所利用案内、東北大学学生相談所ホームページ】

【根拠・参照資料（ハラスメント防止）：国立大学法人東北大学におけるハラスメントの防止等に関する規程、ハラスメント問題解決のためのガイドライン、東北大学ハラスメント防止対策ホームページ】

【根拠・参照資料（経済的支援）：東北大学における入学料の免除及び徴収猶予に関する取扱規程、東北大学学生の授業料の免除並びに徴収猶予及び月割分納の取扱いに関する規程、入学料免除等ホームページ、授業料免除等ホームページ、東北大学東日本大震災で被災した新入生への経済的支援ホームページ】

【根拠・参照資料（キャリア支援）：東北大学公共政策大学院大学院案内 2012、2007 年度東北大学公共政策大学院インターンシップ研修生派遣の試行に関する実施要領、〔公務員試

験受験準備、来年度国家公務員採用試験総合職試験（政治・国際、法律、経済区分）の受験、入学前の学習について]、進路指導調書、国家公務員採用 I 種試験第 1 次試験の自己採点申告様式、東北大学キャリア支援センターのご案内、東北大学キャリア支援センターホームページ】

【将来への取組み・まとめ】

エクステンション教育研究棟の竣工により、教育研究環境は充実したものとなっている。東日本大震災にもかかわらず、建物は大きな被害を受けることなく現在も利用されており、この良好な教育環境を今後も保っていききたい。

6 管理運営

[現状の説明]

事務組織の設置

本大学院の事務局体制は、専門職大学院係 5 名（法科大学院との兼務）、庶務係 5 名、会計係 4 名（ともに法学部・法学研究科との兼務）であり、以下のように業務分担をしている。

○事務長

○専門職大学院係

- ・係長：○専門職大学院の事務総括、○入学試験（公共・法科）関係
 - 各種規程の制定・改廃関係、○認証評価対応、○司法試験関係
- ・係：○授業関係、○連続講義関係、○科目試験関係
 - 進級修了（成績管理）関係、○座席表、写真表関係
 - 教務事務電算関係、○学生出欠管理
- ・係：○日本学生支援機構、各種奨学金関係、○学生証、各種証明書関係
 - 保険その他厚生補導関係、○講義室等使用関係
 - 学生身上異動関係、○雑誌「法学」関係、○授業評価関係
- ・係：○学籍異動、在学者数関係、○入学料、授業料債権関係
 - 諸行事（講演会・オープンキャンパス等）関係
 - 科目等履修生関係、○学生便覧・シラバス編集関係
 - 出勤簿整理、○ロッカー、カードキー、コピーカード
 - 講義室、教育機器等物品管理
- ・係：○記録教材管理関係、○採点済み答案レポート管理、整理
 - 授業評価関係、○WS 報告書関係、○WS ハンドブック関係
 - 出勤簿整理

○庶務係

- ・係長：○庶務関係総括、○教授会等関係全般、○中期目標・中期計画関係
 - 認証評価、部局評価関係、○安全衛生関係
 - 各種規程の制定・改廃関係、○各種委員の推薦・委員会名簿の作成
 - 災害補償、○外部評価関係
- ・係：○出張（教授、准教授）、○定員内職員の任免関係
 - 非常勤職員の任免（講師・パート）
 - 給与（昇給・昇格・特昇等）関係
 - 手当（諸手当・大学院担当・期末勤勉・退職）関係
 - 勤務時間管理（出勤簿・年休等）、○安全保障輸出管理関係
- ・係：○研修旅行、○兼業関係、○謝金関係、○財形関係
 - 叙位・叙勲関係、○長期給付関係、○名誉教授推薦
 - 永年勤務表彰関係、○労使協定関係
- ・係：○出張（助教、その他）、○科研費、GCOE、各種助成金
 - 研究協力関係、○国際交流関係、○学術交流協定締結関係
 - 日本学術振興会関係
- ・係：○教員公募、○各種助成金、○文書（郵便物含む）発送、收受
 - 健康診断関係、○非常勤講師関係
 - 出張（管理的経費、非常勤講師）

○会計係

- ・係長：○会計事務の総括、○概算要求等関係、○検査等関係
 ○資産管理(土地建物管理関係)、○諸調書作成
- ・係：○予算要求書作成、○予算振替、○決算関係、○資産管理(宿舍関係)
 ○諸調書作成(予算関係)、○受託・共同研究費関係、○GCOE関係
- ・係：○給与関係、○共済関係、○収入(授業料等)関係
 ○職員旅費関係、○寄附金関係、○科学研究費補助金関係(若手研究)
 ○諸調書作成(人件費関係)
- ・係：○物品調達関係(運営費交付金分)
 ○資産管理(物品及び建物等の貸付関係)
 ○科学研究費補助金関係(若手研究以外)
 ○諸調書作成(物品調達関係)

このように明確な業務分担が行われ、円滑に事務が運営されている。(評価の視点 6-1)

学内体制・規程の整備

本公共政策大学院は、本法学研究科の一専攻であるが、以下のように体制・規程を整備することにより、固有の意思決定及び管理運営が確保されるようにしている。

本法学研究科の教授会は、次のように構成される。まず、研究科の3専攻に対応して、公共政策大学院運営委員会、法科大学院運営委員会、及び研究大学院運営委員会が置かれている。また、法学部に関して、法学部教授会がある。そして、研究科全体の総合調整を行う、総合運営調整教授会がある(資料 6-2、資料 2-4：55-58 頁)。

本大学院の運営に関する事項は、公共政策大学院運営委員会により審議・決定されている。但し、一定の重要な事項については、総合運営調整教授会の承認を得ることとされているが、ここでも公共政策大学院運営委員会の決定が尊重されている。

公共政策大学院運営委員会の構成員には、専任教員の他、授業を担当するなど本大学院と関わる教員が含まれている。

公共政策大学院運営委員会の下に、各種委員会が置かれており、それぞれ所掌事項の運用をしている。

規程に関しては、本大学院においては、本法学研究科とは別に、東北大学公共政策大学院規程(資料 2-4：69-73 頁)、東北大学法学研究科公共政策大学院運営委員会内規(資料 2-4：82-84 頁)を定めている。(評価の視点 6-2)

関係組織等との連携

本大学院は、様々な面において、東北地方の地方自治体を中心に関係組織等との連携を図っている。特に重要なものは、授業科目「公共政策ワークショップ I」における関係組織等との連携である。前述の通り、「公共政策ワークショップ I」においては、中央官庁・

地方自治体などの各種団体・組織（以下、「プロジェクト機関」と呼ぶ）との協力関係を結び、それらが現に抱えている政策課題への解決策を作成する。解決案は、プロジェクト機関の担当者ないしは学外の実務家の前でプレゼンテーションされ、さらには最終報告書として提出されることにより、プロジェクト機関にフィードバックされている。

また、インターンシップに関して、学生が政策実務に関する実質的業務に関わることができるように、あらかじめ受入機関と協議をした上で学生を派遣し、研修の終了後には学生に対する評価書を提出していただいている。

その他、授業の実施に際しても、関係組織から講師の招聘を積極的に行っている。

また、本法学研究科は、「7 説明責任」において述べるように、外部評価（第三者評価）委員会による外部評価を受けているが、平成 21 年度においては、外部評価委員のうち公共政策大学院教育を評価するにふさわしい経歴を有する委員（国際刑事裁判所判事、東日本旅客鉄道株式会社取締役仙台支社長、相馬市長、東京大学公共政策大学院教授）による分科会を開いて、そこで本大学院の現状について評価をいただいている。このようにして、関係組織等による学外からの意見を聴取している（資料 7-1、資料 7-2、資料 7-3）。**（評価の視点 6-3）**

特色ある取組み

本大学院の特色として、東北大学大学院法学研究科の一専攻（公共法政策専攻）として設立されたことが挙げられる。このことにより、授業科目の提供や管理運営面等において、本法学研究科から様々なサポートを受けている。

具体的には、平成 23 年度における次の授業科目は、本法学研究科の他専攻の教員が行っている。

法と経済学／社会保障法／経済法Ⅰ・Ⅱ／トランスナショナル情報法
ジェンダーと法演習／西洋政治思想史演習／日本政治外交史演習

また、上記の通り、事務組織のうち専門職大学院係は法科大学院との兼務、庶務係および会計係は法学部・法学研究科との兼務である。

他方で、上記の通り、本大学院の固有の意思決定及び管理運営が確保されるように、組織及び規程が整備されている。

また、上記の通り、「公共政策ワークショップⅠ」における各種団体・組織との協力関係など、関係組織との密接な連携を図っている点も、本大学院の特色ある取組みであるといえる。**（評価の視点 6-4）**

【点検・評価（長所と問題点）】

本大学院は、上記の通り適切な規模と機能を備えた事務組織を設置していると判断できる。

学内体制・規程の整備に関しては、本大学院は本法学研究科の一専攻であるが、固有の意思決定及び管理運営が確保され、適切に運用されていると判断できる。

関係組織等とは連携・協働が適切に実施され、意見を聴取する仕組みが設けられていると判断できる。特に、「公共政策ワークショップ I」における各種団体・組織との協力関係は、本大学院の長所として挙げるができる。

【根拠・参照資料：国立大学法人東北大学事務組織規程、国立大学法人東北大学組織運営規程、東北大学大学院法学研究科及び法学部組織運営規程、東北大学公共政策大学院規程、東北大学大学院法学研究科公共政策大学院運営委員会内規】

【将来への取組み・まとめ】

本大学院は、上記の通り様々な面において東北地方の地方自治体を中心に関係組織等との連携を図っているが、平成 23 年度においては、震災の影響によりこの点に困難を来している。しかし、こうした状況の下でも、「公共政策ワークショップ I」において「東日本大震災に照らした我が国災害対策法制の問題点と課題に関する実証研究」「東北地方における広域連合等の広域的実施体制創設の可能性について」等のプロジェクトを実施している。公共政策系の専門職大学院にとって、関係組織等との連携は極めて重要であると認識しており、今後とも一層関係を深めていきたい。

7 説明責任

〔現状の説明〕

自己点検・評価

本法学研究科では、2年に1度、研究・教育活動に関する自己評価を行い、「研究・教育の概要」（資料 7-10）としてとりまとめている。また、本大学院においても同様に、2年に1度、教育目的と特徴、教育の実施体制、教育内容、教育方法、学業の成果、および進路・就職の状況に関して、自己評価を行い、「公共政策大学院（公共法政策専攻）自己評価報告書」（資料 7-2）をとりまとめている。

また、本法学研究科では、2年に1回、外部評価委員会による外部評価（第三者評価）を実施しており、本大学院もそこで点検・評価を受けている（資料 7-1）。この外部評価は、直近では平成 21 年度に実施されている。

外部評価（第三者評価）は、大学、公的機関、民間企業等の有識者により構成される外部評価（第三者評価）委員会（以下「評価委員会」という。）が行う。評価委員会は、次の事項を所掌する。

① 法学部・法学研究科の研究教育に係る活動実績・活動状況・環境整備状況等について客観的評価を加え、活動内容に問題点・改善点があるときは、これを指摘すること。

② 外部評価（第三者評価）報告書のとりまとめに関すること。

そして、評価委員会委員は、本法学部・法学研究科に対して、研究教育活動資料等の提示および内容の説明を求めることができる。

実際の評価プロセスにおいては、評価委員会は、上記の「研究・教育の概要」、「公共政策大学院自己評価報告書」等の提出資料、実地見学、委員会の会議に基づいて評価結果をとりまとめている。

平成 21 年度においては、外部評価委員のうち公共政策大学院教育を評価するにふさわしい経歴を有する委員（国際刑事裁判所判事、東日本旅客鉄道株式会社取締役仙台支社長、相馬市長、東京大学公共政策大学院教授）による分科会を開いて、そこで本大学院の現状について評価を頂いている。ここでの評価は、以下のように本大学院の改善に反映させている。なお、本大学院に対する評価をどのように受け止め、改善に反映させたかは、「2009 年度東北大学公共政策大学院外部評価報告書の公表にあたって」という文章にまとめ、これもウェブサイト上で公表している。

第 1 に、教育内容については、本大学院の基幹的な授業科目である公共政策ワークショップについて、きわめて有効であるとの評価を頂いた上で、近年の政策研究の潮流を吸収した課題の発見分析手法・評価手法の教育など、グローバル・スタンダードを見据えた授業内容を検討すべきであるとのご提言を頂いた。これは、法学・政治学を中心とした基礎理論科目である「公共政策基礎理論」の開講など、本大学院のカリキュラム見直しにつな

がっている。

第2に、インターンシップの充実についてのご意見を頂いており、これは平成23年度からの霞が関インターンシップへの参加につながっている。

第3に、図書の充実や施設の集約を求めるというご提言を頂いており、これは平成22年7月に完成したエクステンション教育研究棟の施設やその運用の検討、特に法政実務図書室の充実につながっている。

また、平成23年12月現在、平成23年度外部評価を進めているところである(資料7-3)。

(評価の視点 7-1)

上記の「研究・教育の概要」は、冊子として公表している。また、上記の外部評価(第三者評価)の結果は、ウェブサイト上で公開している。**(評価の視点 7-2)**

情報公開

本大学院の活動内容については、ウェブサイト上で公開しているほか、インターネット上でNews letter(資料7-8)を定期的に発行し、広く社会に発信している。また、毎年パンフレット(資料1-2)を作成し、オープンキャンパスや入試説明会等の機会をとらえて広く配布している。

また、情報公開に際して個人情報保護を損なうことがないように、東北大学個人情報保護規程等に従い適切な取扱いを行っている(資料7-4、資料7-5、資料7-6、資料7-7)。**(評価の視点 7-3)**

特色ある取組み

本大学院の特色ある取組みとしては、設立以来入試説明会を各地で行い、情報発信に努めている。平成23年度は、仙台市内で1回、東京・大阪で各4回、札幌市で1回実施した。また、平成23年8月には、本大学院独自のオープンキャンパスを実施し、エクステンション教育研究棟の見学と「公共政策ワークショップI」の自由参観の機会を設けた。**(評価の視点 7-4)**

[点検・評価(長所と問題点)]

自己点検・評価については、本法学研究科の自己評価および本大学院独自の自己評価が、継続的な取組みとして実施されている。さらに、外部評価(第三者評価)が本法学研究科の制度に基づき実施されている。これらの評価の結果は、冊子やウェブサイト上で学内外に広く公表されていると判断できる。

また、ウェブサイト、News letter、パンフレットの作成・配付により適切かつ真摯・誠実に情報公開を行っている判断できる。

【根拠・参照資料（自己点検・評価）：東北大学大学院法学研究科・法学部研究・教育の概要第10号、公共政策大学院（公共法政策専攻）自己評価報告書、東北大学法学部・法学研究科外部評価（第三者評価）委員会内規、東北大学大学院法学研究科・法学部外部評価（第三者評価）委員会〔平成22・23年度〕評価結果】

【根拠・参照資料（情報公開）：東北大学公共政策大学院大学院案内2012、東北大学公共政策大学院Newsletter Vol.46、東北大学概要2011、東北大学大学院法学研究科・法学部概要（平成22（2010）年度）、国立大学法人東北大学個人情報保護規程、国立大学法人東北大学個人情報保護細則、国立大学法人東北大学情報公開・個人情報開示等委員会規程、国立大学法人東北大学情報公開取扱要項】

【将来への取組み・まとめ】

本法学研究科は、平成23年12月現在、自己評価および外部評価（第三者評価）を進めているところであり、本大学院に対する評価は、これまでと同様に公表し、改善に反映させる所存である。

〈終章〉

この度の点検・評価によって、以下のような結果が得られた。まず、各項目のレベルⅠ「公共政策系専門職大学院に必要とされる最も基本的な事項」のうち「法令遵守に関する事項」については、「定員管理」（評価の視点 4-1）において大きな問題点があった。この点については既に改善策をとっているが、早急に適切な状態に改める必要があると認識している。その他の点については、基準を遵守していることが確認できた。但し、ここでも「授業計画、シラバス」（評価の視点 2-13）等、改善の余地がある項目はいくつかあったと認識している。

また、レベルⅠの事項のうち「大学基準協会が法令に準じて定める基本事項」については、「教育課程の編成」（評価の視点 2-6）に関して、経済学の分野が課題であると認識している。

他方で、レベルⅠの項目に関しては、実務家教員が人数と質の両面で充実していること（評価の視点 3-5、3-6）、「公共政策ワークショップⅠ・Ⅱ」を中心に実践教育が充実していること（評価の視点 2-9）は、本大学院の長所として挙げるができるものと判断している。その他、「履修指導等」（評価の視点 2-17）、「教育形態に即した施設・設備」（評価の視点 5-1）、「関係組織等との連携」（評価の視点 6-3）についても、十分評価すべき水準にあるものと判断している。

また、各項目のレベルⅡ「公共政策系専門職大学院が行う教育研究の質を今後も継続的に維持・向上させていくために点検・評価することが高度に望まれる事項」についていえば、全体として本大学院は多くの特色ある取組みを行っており、評価すべき水準にあるものと判断している。

今後とも、本大学院の特性を生かしつつ、改善を進めることにより、公共政策に関わる教育・人材育成機能の向上に努めたい。

以上